

訪問サービスAの単位数

平成30年3月2日
説明会資料



サービス内容略称	算定項目		旧	新	算定単位
訪問サービスA(45分程度)	45分程度	要支援1・2、事業対象者	183	183	1回 あたり
訪問サービスA(60分程度)	60分程度	要支援1・2、事業対象者	225	225	
訪問サービスA(90分程度)	90分程度	要支援1・2、事業対象者	291	291	
訪問サービスA(120分程度)	120分程度	要支援1・2、事業対象者	358	358	
初回加算			200	200	1月 あたり
生活機能向上連携加算			100	100	
事業開始時支援加算			(新設)	180	
処遇改善加算Ⅰ			160	160	
処遇改善加算Ⅱ			115	115	



基本単位の名称変更

訪問サービスA I



訪問サービスA（45分程度）

組合せの緩和

45分程度と60分程度の組み合わせを可能とする

45分程度と90分程度又は120分程度の組み合わせは不可

事業開始時支援加算の新設

3年間の時限加算

訪問サービスA算定時に1月あたり180単位

区分支給限度基準額に含まない

初回加算の算定要件の緩和

区独自基準訪問型サービスA個別計画の作成要件削除

介護予防支援事業者への報告義務の軽減

少なくとも1月に1回



必要に応じて



記録の整備

サービス提供完結の日から5年間保存

家族に対するサービス

3親等以内の親族へのサービス提供の禁止

不当な働きかけの禁止

利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。